改定後

第8条 (カードの利用枠)

(略)

- 3. 割賦利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピングのうち<u>リボ</u>払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
- 4. カードショッピングのうち本使用者および家族使用者の<u>リボ</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
- 5. 前項の<u>リボ</u>払いの利用枠を超えて<u>リボ</u>払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

(略)

12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により、増額できるものとします。ただし、使用者から<u>増額を希望しない</u>旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。

第9条(会員利用総枠)

1. 当社は、各本使用者につき、本規約第8条で定めるカードの利用枠とは別に本使用

改定前

第8条(カードの利用枠)

(略

- 3. 割賦利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピングのうち<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
- 4. カードショッピングのうち本使用者および家族使用者の<u>リボルビング</u>払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
- 5. 前項の<u>リボルビング</u>払いの利用枠を超えて<u>リボルビング</u>払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。

(略)

12. 本条に定める利用枠は、本条第7項、 第8項の定めにかかわらず、当社が適当と 認めた場合には、当社所定の方法により、 増額<u>することが</u>できるものとします。ただ し、使用者から異議のある場合を除きます。

第9条(会員利用総枠)

1. 当社は、各本使用者につき、本規約第8条で定めるカードの利用枠とは別に本使用

者に貸与した全てのカードの中で割賦利用 枠が最も高いカード(以下「親カード」とい う)の割賦利用枠と同額を本使用者および 家族使用者に貸与した全てのカードに係る リボ払いならびに分割払い、2回払いおよ びボーナスー括払いの利用金額合計の上限 (以下「会員利用総枠」という)と定めるも のとします。

(略)

第10条(複数枚カード保有における利用 の調整)

(略)

2. 前項の場合、当社は、<u>リボ</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第15条(支払金等の充当順序)

本使用者の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本使用者への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボ払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第16条(費用の負担)

1. 使用者は、金融機関等にて振込により 支払う場合の金融機関等所定の振込手数料 その他本規約に基づく債務の支払いに際し て発生する各種取扱手数料(ただし、当社 が受領するものは除く)、本規約に基づく費 用・手数料等に課される消費税その他公租 公課を負担するものとします。

2. 使用者が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自

者に貸与した全てのカードの中で割賦利用 枠が最も高いカード(以下「親カード」とい う)の割賦利用枠と同額を本使用者および 家族使用者に貸与した全てのカードに係る <u>リボルビング</u>払いならびに分割払い、2回 払いおよびボーナス一括払いの利用金額合 計の上限(以下「会員利用総枠」という)と 定めるものとします。

(略)

第10条(複数枚カード保有における利用 の調整)

(略)

2. 前項の場合、当社は、<u>リボルビング</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第15条(支払金等の充当順序)

本使用者の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本使用者への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第16条(費用の負担)

使用者は、金融機関等にて振込により支払 う場合の金融機関等所定の振込手数料その 他本規約に基づく債務の支払いに際して発 生する各種取扱手数料(ただし、当社が受 領するものは除く)、本規約に基づく費用・ 手数料等に課される消費税その他公租公課 を負担するものとします。 動払込みができない場合、または当社指定 口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料 およびその他カード利用代金等(ただし、 キャッシング利用代金を除く)の弁済の受 領に要する費用として、440円(税込)を使 用者は負担するものとします。

第22条(期限の利益の喪失) (略)

- 1. ④<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第20条第1項規定(第20条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます)により使用者資格が取り消された場合、<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

第30条 (手数料率、利率の変更)

リボ払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第29条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボ払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについ

第22条(期限の利益の喪失) (略)

- 1. ④リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第20条第1項規定(第20条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます)により使用者資格が取り消された場合、<u>リボルビング</u>払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

第30条(手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの 手数料率、キャッシングリボの利率、海外 キャッシュサービスの利率および遅延損害 金の利率は、金融情勢の変化その他相当の 事由がある場合には、一般に行われる程度 のものに変更できるものとします。この場合、第29条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、 リボルビング払いおよびキャッシングリボ については変更後の未決済残高または融資 残高に対し、分割払いおよび海外キャッシ ては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第35条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、<u>リボ</u>払いおよび分割払いとし、カード利用の際に使用者が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた使用者が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

第37条 (リボ払い)

1. <u>リボ</u>払いは、次のいずれかの方法で指 定するものとします。

①お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として<u>リ</u>ボ払いを指定する方法。

②いつでもリボ:事前に本使用者が申出て 当社が適当と認めた場合において、毎月の 締切日(支払期日が10日、6日または8 日の場合には前月15日、26日の場合に は前月末日、以下同じ) 時点におけるカー ドショッピング利用代金が、本条に基づき 本使用者が指定する支払いコースの毎月支 払額(元金定額コースを指定したときは、 支払いコースを指定した際に指定した金 額) の範囲内の場合は当該利用代金の支払 区分を1回払い、当該月の毎月支払額を超 えた場合は当該利用代金の支払区分をリボ 払いにする方法。ただし、使用者がカード 利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、 分割払いを指定した場合は、当該カードシ ョッピング代金の支払区分はカード利用の 際に指定した支払区分となります。また、 当社が指定する加盟店で利用した場合に ュサービスについては変更後の利用分か ら、変更後の手数料率・利率が適用される ものとします。

第35条(カード利用代金の支払区分)

1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナスー括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に使用者が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた使用者が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。

第37条(リボルビング払い)

1. <u>リボルビング</u>払いは、次のいずれかの 方法で指定するものとします。

①お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として<u>リ</u>ボルビング払いを指定する方法。

②いつでもリボ:事前に本使用者が申出て 当社が適当と認めた場合において、毎月の 締切日(支払期日が10日、6日または8 日の場合には前月15日、26日の場合に は前月末日、以下同じ) 時点におけるカー ドショッピング利用代金が、本条に基づき 本使用者が指定する支払いコースの弁済金 (元金定額コースを指定したときは、支払 いコースを指定した際に指定した金額)の 範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を 1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超え た場合は当該利用代金の支払区分をリボル ビング払いにする方法。ただし、使用者が カード利用の際に2回払い、ボーナス一括 払い、分割払いを指定した場合は、当該カ ードショッピング代金の支払区分はカード 利用の際に指定した支払区分となります。 また、当社が指定する加盟店で利用した場

は、1回払いとなることがあります。

③海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本使用者が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本使用者が指定する支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該月の毎月支払額を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボ払いにする方法。

④あとからリボ:カード利用の際に1回払 い・2回払い(1回目の支払期日の締切日 前)・ボーナス一括払いを指定したカードシ ョッピング利用代金の支払区分について、 当社が適当と認めた使用者が、当社が定め る日までに支払区分変更の申出を行ない、 当社が適当と認めた場合に、当該代金(2) 回払いは利用額の全額) の支払区分をリボ 払いに変更する方法。その場合、手数料計 算および毎月支払額等については、1回払 いおよび2回払いからの変更の場合は、カ ード利用の際にリボ払いの指定があったも のとして取扱うものとし、ボーナス一括払 いからの変更の場合は、ボーナス一括払い の支払期日の各締切日にリボ払いの指定が あったものとします。なお、ボーナス一括 払いからの変更申出があった後で、ボーナ ス一括払いの支払期日の締切日までに使用 者資格の取消しがあった場合は、支払区分 変更の申出はなかったものとします。

2. 本使用者は、<u>リボ</u>払いを指定した場合 において毎月支払額の支払いコースとして

合には、1回払いとなることがあります。 ③海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本使用者が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本使用者が指定する支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。

④あとからリボ:カード利用の際に1回払 い・2回払い(1回目の支払期日の締切日 前)・ボーナス一括払いを指定したカードシ ョッピング利用代金の支払区分について、 当社が適当と認めた使用者が、当社が定め る日までに支払区分変更の申出を行ない、 当社が適当と認めた場合に、当該代金(2 回払いは利用額の全額) の支払区分をリボ ルビング払いに変更する方法。その場合、 手数料計算および弁済金の額等について は、1回払いおよび2回払いからの変更の 場合は、カード利用の際にリボルビング払 いの指定があったものとして取扱うものと し、ボーナス一括払いからの変更の場合は、 ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に リボルビング払いの指定があったものとし ます。なお、ボーナス一括払いからの変更 申出があった後で、ボーナス一括払いの支 払期日の締切日までに使用者資格の取消し があった場合は、支払区分変更の申出はな かったものとします。

2. 本使用者は、<u>リボルビング</u>払いを指定

元金定額コースを指定したときは、支払い コースを指定した際に指定した金額(5千 円、または、1万円以上1万円単位。ゴール ドカードの場合は1万円以上1万円単位。 ただし、締切日の残高が毎月支払額に満た ないときはその金額) または当社が適当と 認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払 いの未決済残高に応じて本条第4項に定め る手数料を加算して、翌月の支払期日に支 払うものとします。また、本使用者が希望 し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支 払月にボーナス増額分を加算した額を支払 う方法とすることができます。なお、当社 が定める日までに当社所定の方法で本使用 者が希望し当社が適当と認めた場合は、毎 月支払額を増額または減額できるものとし ます。

3. 本使用者は、<u>リボ</u>払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点における<u>リボ</u>払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本使用者が予め指定したコースにより下表に定める毎月支払額<u>(</u>ただし、締切日の残高と手数料の合計額が<u>毎月支払額</u>に満たないときはその合計額がを翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス<u>増額分</u>を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の締切日時	翌月の毎月支払額							
点での残高	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース				
10 万円以下	5 千円	1万円	2万円	2万円(ゴールド				
10 万円を超えて 20 万円まで	1万円	2 万円	4万円	カート・会員の場合は3万円)以				
以後残高 10 万円 増加毎に	5 千円増加	1万円増加	2 万円増加	上1万円単位				

4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日まで

した場合において弁済金(毎月支払額)の 支払いコースとして元金定額コースを指定 したときは、支払いコースを指定した際に 指定した金額(5千円、または、1万円以上 1万円単位。ゴールドカードの場合は1万 円以上1万円単位。ただし、締切日の残高 が弁済金に満たないときはその金額) また は当社が適当と認めた金額に、毎月の締切 日時点のリボルビング払いの未決済残高に 応じて本条第4項に定める手数料を加算し て、翌月の支払期日に支払うものとします。 また、本使用者が希望し当社が適当と認め た場合は、ボーナス支払月にボーナス増額 弁済金を加算した額を支払う方法とするこ とができます。なお、当社が定める日まで に当社所定の方法で本使用者が希望し当社 が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払 額)を増額または減額できるものとします。 3. 本使用者は、リボルビング払いを指定 した場合において前項以外の支払いコース を指定したときは、毎月の締切日時点にお けるリボルビング払いの未決済残高に応じ て、次項に定める手数料と元金の合計額と して本使用者が予め指定したコースにより 下表に定める弁済金 (毎月支払額。ただし、 締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に 満たないときはその合計額)を翌月の支払 期日に支払うものとします。また、本使用 者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボ ーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算 した額を支払う方法または下表とは異なる 金額区分にすることができます。

毎月の締切日時	翌月の <u>弁済金</u>								
点での残高	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース					
10 万円以下	5 千円	1万円	2万円	2万円(ゴールド					
10 万円を超えて 20 万円まで	1万円	2万円	4万円	カート・会員の場合は3万円)以					
以後残高 10 万円 増加毎に	5 千円増加	1万円増加	2万円増加	上1万円単位					

の日々の<u>リボ</u>払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。

5. 使用者は、別途定める方法により、<u>リボ</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第38条(分割払い)

(略)

- 2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払い</u>手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
- 3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払い手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

(略)

5. 使用者は、別途定める方法により、分割 払いに係る債務を一括して繰上げて返済す ることができます。この場合、本使用者が 当初の契約の通りにカードショッピングの

- 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々の<u>リボルビング</u>払い未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 5. 使用者は、別途定める方法により、<u>リボルビング</u>払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

第38条(分割払い)

(略)

- 2. 分割払いの支払回数、実質年率、<u>分割払</u> 手数料は別表の通りとします。ただし、加 盟店により指定できない回数があります。 また、24回を超える支払回数は当社が適 当と認めた場合のみ指定できます。なお、 ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が 別表と異なることがあります。
- 3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。

(略

5. 使用者は、別途定める方法により、分割 払いに係る債務を一括して繰上げて返済す ることができます。この場合、本使用者が 当初の契約の通りにカードショッピングの 分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支 払期間の中途で残金全額を一括して支払っ たときには、本使用者は78分法またはそ れに準ずる当社所定の計算方法により算出 された期限未到来の<u>分割払い</u>手数料のうち 当社所定の割合による金額の払戻しを当社 に請求できます。現在ご利用可能な繰上返 済の方法および条件は、下記<繰上返済の 可否および方法>に定めるとおりとしま す。

6. 第34条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第2項に定める分割払い手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。

第41条(支払停止の抗弁)

1.使用者は、<u>リボ</u>払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

(略)

5. ②<u>リボ</u>払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき

<割賦販売における用語の読み替え> (略) 分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支 払期間の中途で残金全額を一括して支払っ たときには、本使用者は78分法またはそ れに準ずる当社所定の計算方法により算出 された期限未到来の<u>分割払</u>手数料のうち当 社所定の割合による金額の払戻しを当社に 請求できます。現在ご利用可能な繰上返済 の方法および条件は、下記<繰上返済の可 否および方法>に定めるとおりとします。

6. 第34条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第2項に定める分割払手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。

第41条(支払停止の抗弁)

1. 使用者は、<u>リボルビング</u>払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

(略)

5. ②<u>リボルビング</u>払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき

<割賦販売における用語の読み替え> (略)

割賦販売における用語	読み替え後の用語
現金販売価格	· 利用代金
現金提供価格	
現金価格	
利用金額	
利用額	
支払回数	支払区分
分割回数	※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
支払総額	· 分割支払金合計
分割払価格	お支払い総額
分割価格	カードショッピングの支払い総額
包括信用購入あっせんの手数料	手数料
分割払手数料	 手数料額
分割手数料	
リボ手数料	
実質年率	・リボ払い手数料率
	分割払い手数料率
	• 手数料率
支払分	・お支払い予定額
分割支払額	
分割支払金	カードショッピングの支払い金
分割払金	
弁済金	・リボ払いお支払額
各回の支払金額	・毎月支払額
	<u>・お支払額</u>
	・今回お支払額
	・臨時元金返済額
	・約定お支払額
	ボーナス月増額

割賦販売における用語	読み替え後の用語
• 現金販売価格	• 利用代金
 現金提供価格 	
• 現金価格	
 利用金額 	
利用額	
• 支払回数	・支払区分
• 分割回数	※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額	分割支払金合計
分割払価格	・お支払い総額
・分割価格	・カードショッピングの支払い総額
包括信用購入あっせんの手数料	・手数料
分割払手数料	・手数料額
 分割手数料 	
リボ手数料	
・実質年率	リボルビング払いの手数料率
	・分割払いの手数料率
	・手数料率
・支払分	・お支払い予定額
分割支払額	
• 分割支払金	・カードショッピングの支払い金
• 分割払金	
• 弁済金	・リボ払いお支払額
各回の支払金額	・毎月支払額
	・今回お支払額
	・臨時元金返済額
	・約定お支払額
	・ボーナス月増額

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手│<リボルビング払い、分割払いの返済方法・ 数料率等>

- ・リボ払い 実質年率15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13. 25	13. 75	14. 25	14. 50	14.75	14. 75	14. 75	14.75	14, 75	14, 50
利用金額 100 円当 りの <u>分割</u> 払い手数 料 の (円)	2. 01	3. 35	4. 02	6.70	8. 04	10.05	12. 06	13.40	16.08	20.10	24.12

- 回数、手数料率等>
- ・<u>リボルビング払い</u> 実質年率15.0%
- ・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13. 25	13. 75	14. 25	14. 50	14.75	14. 75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額 100 円当 りの <u>分割</u> 払手数料 の額(円)	2. 01	3.35	4. 02	6.70	8. 04	10.05	12. 06	13.40	16.08	20.10	24.12

<<u>リボ</u>払いのお支払い例>

(略)

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 50,000 円)

(略)

- ③毎月支払額(元金定額コース・標準コー スとも) … 10,000 円 (①)
- (略)
- ◆第2回(10月 26日) お支払い(ご利用 | ◆第2回(10月 26日) お支払い(ご利用

<<u>リボルビング</u>払いのお支払い例> (略)

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高 50,000 円)

(略)

③弁済金 (元金定額コース・標準コースと 专) … 10,000 円 (①)

(略)

残高 40,000 円)

(略)

③毎月支払額

(略)

<分割払いのお支払い例>

(略

①<u>分割払い</u>手数料…50,000 円×(6.70 円÷100 円) =3,350 円

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	<u>リボ</u> 払い	分割払い	キャッシ ングリボ	海外 キャッシ ュサービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	○ (全額返 済 のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出ることにより、支払 期日に口座振替によ り返済する方法	_	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 田のうえ、振込等により当社指定口座へ入 企する方法 (振込手数料は負担 いただきます)	0	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	0
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで返済する方法	×	0	×	×	×

※1:全額繰上返済: <u>リボ</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の<u>分割払い</u>手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

(略)

※3:<u>リボ</u>払いをATMから入金またはコンビニエンスストアで繰上返済する場合は、カード利用後、当社が定める日まで返済できません。

個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条(個人信用情報機関への登録・利 用) 残高 40,000 円)

(略)

③弁済金

(略)

<分割払いのお支払い例>

(略

①<u>分割払</u>手数料…50,000 円× (6.70 円÷ 100 円) =3,350 円

<繰上返済の可否および方法>

	1回払い	<u>リボルビ</u> <u>ング</u> 払い	分割払い	キャッシ ングリボ	海外 キャッシ ュサービ ス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	○ (全額返 済 のみ可)
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出ることにより、支払 期日に口座振替により返済する方法	-	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 田のうえ、振込等により当社指定口座へ入 金する方法 (振込手数料は負担 いただきます)	0	0	○ (全額返 済 のみ可)	0	0
当社が別途定める期間に当社の定める手続により、当社の提携 するコンビニエンス ストアで返済する方法	×	0	×	×	×

※1:全額繰上返済: <u>リボルビング</u>払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。 分割払いの場合、期限未到来の<u>分割払</u>手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。

(略)

※3: リボルビング払いをATMから入金 またはコンビニエンスストアで繰上返済す る場合は、カード利用後、当社が定める日 まで返済できません。

個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条(個人信用情報機関への登録・利 用) (略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

(略)

<提携信用情報機関の名称・電話番号> (略)

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本 信用情報機構および上記提携信用情報機関 は、多重債務の抑止のため提携し、相互に 情報を交流するネットワーク (CRIN) を構 築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等 は各機関のホームページに掲載されていま す。なお、各機関に登録されている情報の 開示は、各機関で行います(当社では行い ません)。